

「十八年官制ニハ、事ノ軍機ニ係リ參謀本部長ヨリ直ニ上奏スルモノト」アリテ、之ヲ陸軍ニ限り、廿二年官制ニハ「事ノ軍機軍令ニ係リ上奏スルモノト」アリテ陸軍海軍ニ及ベリ。然レドモ軍機ト云ヒ、軍令ト云フモノ甚ダ精密ナラス。因テ陸軍海軍ニ關スル現行ノ例規ヲ案ズルニ左ノ規程アリ。

參謀本部條例第四條 凡ソ戦略上事ノ軍令ニ關スルモノハ專ラ參謀總長ノ管知スル所ニシテ、之ガ參畫ヲナシ、親裁ノ後平時ニ在テハ直ニ之ヲ陸軍大臣ニ下シ、戰時ニ在テハ參謀總長之ヲ師團長若クハ特命司令官ニ傳宣シテ之ヲ施行セシム。

海軍條例第一條 凡ソ事ノ軍令ニ關スル者ハ、參謀本部

右の案は其の内容はともかくとして、當時此の方面に於ける最高權威者たる伊藤博文の手に爲るものとして、まことに興味深く且つ貴重なる文獻である。唯何が故に此の案が實施に移されなかつたかは、其の理由を詳かにし得ないのを遺憾とする。

尙内閣總理大臣の地位權限の強化の問題は、さきにも述べたるが如く内閣官制の改正の方法に依るもの、外、各個の行政事務に關して個別に法制を樹立する方法がある。即ち各個の行政事務に付て、必要なる限度に於て、内閣總理大臣の各省大臣に對する優越性を認めて行くものである。現在我が

長」奏聞參畫シ 親裁ノ後海軍大臣之ヲ奉行ス。
要スルニ右參謀本部條例ニ於ケル如ク「戦略上事ノ軍令ニ關スルモノト」云フヲ以テ最モ明瞭ナリトス。因テ改メタリ」

第十條 内閣總理大臣故障アルトキハ他ノ大臣臨時命ヲ承ケ其ノ事務ヲ代理ス。

第十一條 各省大臣故障アルトキハ他ノ大臣臨時攝任シ又ハ命ヲ承ケ其ノ事務ヲ管理ス。

第十二條 各省大臣ノ外特旨ニ依リ國務大臣トシテ内閣員ニ列セシメラル、コトアルベシ。

(上記中「……」ハ原本ニ於テ伊藤公ノ朱書ニナルモノ)

國の法制の立前は、さきにも述べたるが如く、國務大臣が天皇に直隸する關係上、之と personal union の關係に立てる行政大臣も亦天皇に直隸するものと考へられてゐる。併しながら憲法が天皇に直隸することを要求してゐるのは、それはどこ迄も國務大臣としての問題である。従つて行政大臣としての各省大臣は、理論上必ずしも天皇に直隸するものとしなければならぬ必然的理由はないのである。唯兩者が personal union の關係に在るので、行政大臣としての地位の變動が、國務大臣の輔弼の地位に影響を及ぼすことなきを注意しなければならないのである。扱て現在に於て此の意味の立法と解せられるものに——立法者は或ひは此の意味に於ける立法とは明確に意識せず、或ひはまた寧ろ反對に此の意味に於ける立法に非ざることを強調するかも知れないが——昭和十四年九月二十九日勅令第六百七十二號「國家總動員法等ノ施行ノ統轄ニ關スル件」といふ勅令がある。此の勅令は、國家總動員法の施行に關し、内閣總理大臣を中心として、事務の統一と敏活とを期するが爲に、内閣總理大臣と關係諸官廳との關係に於て、關係諸官廳の態度及び内閣總理大臣の態度について、新たなる規定を設けたものである。本勅令は僅か二ヶ條から成る至極簡單なものであるが、その全文は次の如きものである。

第一條 各省大臣又ハ朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使、樺太廳長官若ハ南洋廳長官國家總動員法(關東州國家總動員令及昭和十三年勅令第三百十七號ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ施行ニ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ之ヲ廢止變更セントスルトキハ内閣

總理大臣ニ協議スベシ

第二條 内閣總理大臣ハ關係各廳ニ對シ國家總動員法ノ施行ニ關スル事項ニ付統轄上必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

右勅令に依り、先づ第一に各省大臣は、國家總動員法の施行に必要な命令を爲し、又は之を廢止變更せんとするときは、内閣總理大臣に協議するを要することとなつたのである。各省大臣が其の主任の事務に付き一般に省令を發するを得ることは、各省官制通則第四條の規定する所である。それが國家總動員法施行の爲めに必要なものであるときは、特に内閣總理大臣に協議することを要するのである。行政大臣相互の間に於て協議するを要するといふことは、各省大臣相互の間には、從來とても屢々規定されてゐる所である。併しながらそれは各省大臣相互の間のことであつて、各省大臣と内閣總理大臣との間のことではない。各省大臣が内閣總理大臣に協議するを要するといふことは、國家總動員法の統轄勅令に於て始めて規定された所である。尤も本勅令の如き規定がなくても、任意協議するといふことそのことは何等妨げのない所である。それは各省大臣の權限の運用の問題である。併しながら本勅令の公布に依つて、それは必ず協議することを要するに至つたのである。併しながら各省大臣が内閣總理大臣に協議するを要するといふことの爲めに、各省大臣が内閣總理大臣の下級行政官廳となるのではない。協議を爲すといふことは、決して指揮命令を受くるといふが如き性質のものではない、従つてそれは決して下級官廳となるのではないのである。それは各省大臣が、其の主任の事務を

行ふことに付て、他の關係各省大臣に協議するを要する場合に、他の各省大臣の監督を受くる下級官廳となるのではないのと同様である。従つて本勅令に依り、各省大臣が内閣總理大臣に協議するを要するものとしたからとて、各省大臣が最高の行政官廳であるといふ建前には、依然として變化はないのである。

各省大臣が内閣總理大臣に協議するといふことは、協議する側の各省大臣と内閣總理大臣との間に、事務の統一を保つことに於て大いに役立つことは云ふ迄もないが、之と同時に總ての各省大臣の間に自然統一が保たれて來るといふ効果がある。各省大臣が内閣總理大臣に協議することは、それ自身は、個々の各省大臣と内閣總理大臣との交渉である。併しながら、總ての各省大臣が、一様に内閣總理大臣に協議するのであるから、命令の規定する事項の性質上各省大臣の間に統一を必要とするやうな場合には、内閣總理大臣に於て、其の必要に應ずるの態度を以て各省大臣と交渉することが出来る。従つて内閣總理大臣を媒介として、各省大臣の間に自然統一が保たれるといふことになるのである。

次に本勅令第二條に依り、内閣總理大臣は、各省大臣に對し、國家總動員法の施行に關する事項に付き、統轄上必要な指示を爲し得るに到つた。國家總動員法の施行に關する事項は、數多の各省大臣の所管の事項に關係することが少くない。各省大臣が、國家總動員法の施行に必要な事項に付き

各其の主任の事務を行ふ場合に、之を自然のままに放任するときは、各省大臣の間の協調困難となり、事務の統一を失ふの虞れがある。かゝる場合に、内閣總理大臣が、各省大臣に對して統轄上必要なる指示を爲し得るといふのである。

内閣總理大臣が指示を爲したるときは、各省大臣は如何なる態度を取るべきものであるか。即ち指示せられたる各省大臣は、其の指示に従つて處置を爲すを要するのであるか否か。若し、指示に従ふことを要し、從て之に従はざることが本勅令の違反となるとするならば、其の點に於て内閣總理大臣は各省大臣の上級官廳となる譯である。かくなるものとすれば、從來内閣總理大臣が各省大臣に對して有してゐた地位を變更することになる。其の地位の變更は勿論法の力に依つて爲し得るのであるが、併しながら、かかゝる變更が爲されたと謂ひ得るには、法の規定が、明かに之を謳つてゐる場合でなければならぬ。本勅令に所謂指示の語は、決して右の意味に於て明白に監督的性質を示すものではない。故に之に依つて、從來の内閣總理大臣及び各省大臣の關係に關する一般的原则を變更したものと謂へない。即ち内閣總理大臣の指示に對しては、各省大臣は法上必ず之に従ふべきものと解すべきものではなく、指示は唯内閣總理大臣が各省大臣に對して、其の參考として意見を述ぶるものであると解するの外はない。併しながら各省大臣は内閣總理大臣の指示ありたる場合に於ては、必ず之を聽き且つ之に付て考慮しなければならない。之は法的の意味に於ても一種の拘束である。此の意味に

於て指示は法的の拘束力を有つてゐると謂ふことも出来る。指示に従ふことを要せずといふことを以て、法的に拘束力なく従つて法上無意味のものであるかの如く考へてはならないのである。

内閣總理大臣の各省大臣に對する指示は、右に述べたるが如く法上の力そのものとしては、左程強い作用を爲すものではない。併しながら其の運用の如何に依つては、各省大臣の間に協調を齎らし、國務の統一と敏活とを來すことが出来る。國家總動員法の施行に關する事項は、數多の各省大臣の主管事務に關係するものが多い。従つて各省大臣の間に意見の對立を見、或ひは其の統一を缺き或ひは敏活を失するの虞ある場合がある。之を適當に處理するには各省大臣間の交渉にのみ委せて置くことは出来ず、内閣總理大臣を媒介として協調を爲すことを考へなければならぬ。そこで前述の如く、と共、内閣總理大臣は一般に、統轄上必要な指示を爲し得ることにしたのである。之は内閣總理大臣に各省大臣の上級官廳たるの地位を認めたものではないが、何等か指導的の地位を認めたものである。即ち内閣總理大臣は法上の指揮命令を爲すことは出来ないが、各省大臣の側に於ては、内閣總理大臣の指示があれば少くとも之を受くことを要し、且之に付て考慮することを要するといふ法上の關係を生ずる。従つて運用上内閣總理大臣の地位を強くし、以て國務の統一を來すの效果があるのである。

右に述べたる所に依りても明らかなるが如く、本勅令は總動員法の施行に當つて各省間に矛盾撞着を生せしめないが爲め、各省大臣の態度と内閣總理大臣の態度とに付て、新たなる規定を設けたものである。即ち直接に内閣總理大臣の地位権限の強化を狙つたものではない。併しながら之に依つて自然、内閣總理大臣の地位権限の強化が結果されたことは、前に述べたる所の如くである。本勅令の發布當時、世間でも内閣總理大臣の権限強化だとかましくはやし立てたものである。そしてかゝる立法は、國務大臣の平等性を規定してゐる我が憲法の趣旨に違反せざるやの問題が一應は考へられたやうである。併しながら各省大臣が國家總動員法施行に關する事務を行ふのは、行政官廳として其の行政事務を行ふのである。内閣總理大臣が、右の各省大臣の事項に關し、協議を受け又統轄上必要なる指示を爲すのも亦行政官廳として行政事務を行ふものである。事は國務大臣としての内閣總理大臣と他の國務大臣との關係ではなく、行政官廳としての内閣總理大臣と行政官廳としての各省大臣との關係であり、従つて此の關係は憲法の問題ではなく、行政法上の問題である。即ち本勅令は、國務大臣が帝國憲法上同等の地位に於て併立するものであるとする帝國憲法の原則とは、何等背馳する所のないものである。行政法上の問題としては、行政官廳たる内閣總理大臣に、行政官廳としての各省大臣に對し、指示を爲すことは勿論指揮命令の権限を與へることも毫も差支へはないのである。従つて學者の中には、内閣總理大臣の行政上の監督の地位を認めて之に指揮命令の權を認める方が適當であると説く者がある。併しながら前にも説くが如く國務大臣たる各省大臣と、行政官廳たる國務大臣とは Personal union の關係にある。従つて假令其の行政官廳たるの地位に於けるものとするも、各省大臣が内閣總理大臣の指揮命令を受けるものとするときは、所詮國務大臣が帝國憲法上同等の地位に於て併立するものであるとする憲法上の原則に、多少の影響を及ぼさざるを得ないと考へられる。従つて假令行政官廳たる内閣總理大臣と、行政官廳たる各省大臣との關係に於けるものとするも、此の間に指揮命令監督の關係を設定し、之に上級官廳と下級官廳との關係を認めることは、我が憲法の下に於ては多分に考慮を要する所のものと考へざるを得ない。

之を要するに内閣總理大臣の地位権限を強化することは、現行内閣制度の圓滿なる運用上不可缺の要件と考へられる。併しながらそれはどこ迄も、國務大臣が憲法上同等の立場に於て併立するといふ、帝國憲法の原則の許容する範圍内であることを要する。而して此の原則の範圍内に於て、箇々の行政事務に付き内閣總理大臣の特別の地位権限を認めて行くといふことは、後述の内閣總理大臣の有力なるスタッフを整備するといふことと相俟つて、内閣總理大臣の地位権限の強化に寄與すること大なるものがある。昭和十四年勅令第六百七十二號「國家總動員法等ノ施行ノ統轄ニ關スル件」は國家總動員法の施行に關してのみ内閣總理大臣の指導的地位を認めたものであるが、今後は必要に應じてかゝる種類の立法がどしく見られるに至るであらう。

二 内閣總理大臣の下に於ける幕僚的機構の整備充實

今日我が國に於ける實際行政を決定してゐる所のものは、企畫・法制・財政及び人事の四である。従つて之等に關する強力な綜合的機關を設置し、内閣の所屬部局として内閣總理大臣の主管の下に置いたならば、内閣總理大臣の國政全般に互る統一的指導力は頗る強化されることは疑ひない。

企畫及び法制が、國政參謀本部の實體として最も重要な意義を有することは多言を要しない。今日、企畫及び法制の所掌機關が、内閣總理大臣のスタッフとして、内閣に置かれてゐることは正に其の所である。次に今日實際問題として、最も注意を要するものは豫算行政を擔當する行政機關である。今日、政治の實際に於ては、歳入は寧ろ従たる地位を有するに止まり、主動的地位に立つものは歳出である。歳出豫算の盛り方の當否は、直ちに國策の實行に影響を及ぼし、従つて之を決定する豫算編成當局は、事實上國策を決定することになる。かくして豫算編成に當る部局（今日では大藏省主計局）は事實上各省を牽制することとなり、其の主管大臣たる大藏大臣の地位は頗る有力なるものとなつてゐるのである。然るに大藏省の豫算編成は、從來殆ど傳統的に各省要求額の削減に終始し、國策の眞髓に觸れなかつたかの感がある。そこで豫算を國策的に考へさせる上に於ても、また内閣總理大臣の實質上の地位權限を強化する上に於ても、豫算行政を擔當する部局を内閣に設置し、之を内

閣總理大臣の下に於て、之を通じて各省大臣の個別的考へを制御することが絶対に必要である。かくしてこそ始めて、内閣總理大臣の下に於ける企畫・法制の擔當部局の存在も有意義となるべく、これら三者は内閣總理大臣の下に於て緊密にタイアップして有力なる國策遂行の推進機關たり得るのである。最後に人事行政に關する統一的機關のことであるが、之また各省人事行政の統一公平を保つ上にも、或ひはまた内閣總理大臣の實質上の地位權限を強化する上に於ても、之を内閣總理大臣の手に收めることが極めて必要である。現在、人事行政は形式上内閣總理大臣の手に收められてはゐるが、事實上の推薦權を各省大臣に委せてゐるため、内閣總理大臣の人事行政權は殆ど有名無實の感がある。他なし、人事行政に關する強力な機關を内閣に設け、之を内閣總理大臣の下に於て公平適正なる人事行政を行ひ、之を通じて國政に對する指導力を確保することが緊要である。尙此の内閣人事部に監察部局をも併置して、行政各部の人事監察と行政監察とを行ひ、官紀の肅正と能率の増進とを圖ることとすれば一層妙であらう。

而して實際問題として最も必要なことは、以上の企畫・法制・豫算及び人事の四當局が、内閣總理大臣の下に於て有機的に緊密に結び付き、眞に内閣總理大臣の信賴すべきスタッフ・有力なるブレイントラストを形成して活動することである。即ちこの四部局の長官は、眞に内閣總理大臣の腹心として打てば響く存在であると共に、其の横の聯絡に於ても緊密にして水も洩らさぬ存在を爲し、上下

左右眞に打つて一丸となるべきものでなければならぬのである。従つて此の意味に於ては、或ひは右の四部局を一つに纏めて内閣總務廳の如き存在を造り、之を内閣總理大臣の下に置くといふことも考へられる。

第三節 少數閣僚制

一 省の廢合又は閣僚の兼務制に依る閣僚數の減少

閣僚の過剰性が、内閣の弱體化を招くことはさきに述べた通りである。従つて内閣の統制力を確保せんが爲めには、少數閣僚制の採用が要求されることになるのは自然の數である。閣僚數の減少は、或ひは閣僚の數省兼務の方法に依ることも出来るであらうし、また行政部局の合理的なる整理統合に依る省の減少といふ手段に依ることも出来るであらう。

閣僚の數省兼務といふのは、例へば總理大臣が大藏大臣を兼ね、又は遞信大臣が鐵道大臣を兼ねるの類である。之は閣僚の數を減ずるといふ方面から見れば、慥かに効果のある方法である。而して此の方法を採るときは、組閣の大命を拜した者は其の組閣に際して、自己と政見を同じくする而も高邁なる人物を得ることが比較的容易である。即ち閣僚の數が比較的少くて濟む結果、その銓衡が困難で

なく、従つて比較的所謂大物のみを閣僚に据ゑ得るといふ利益があるのである。併しながら此の方法は、現實に各省の存在其のものには何等手を觸れるものではないから、従つて省務其のものは依然として其のまゝである。而も各省には各々其の分立的沿革が存在してある關係上、一大臣が數省を兼務するといふことは、其の事務的處理の圓滑を圖る上に於て果して適當なりや否や疑ひなきを得ない。況んや近時行政事務の複雑化に伴ひ、各省の事務は著しく膨脹を重ね、従つて大臣の事務負担の量は著しく増大して來ることを免れない。かゝる事態の下に於て大臣が尙數省を兼務するといふことは、寧ろ行政事務の運営を著しく阻害することゝなるであらう。従つて若し此の方法を採用せんとするには、先づ現在の各省機構に或る程度の變革を加へ、所謂大次官制の採用に依つて大臣の行政長官としての固有事務を出來得る限り少くするといふ方法を採用することが必要であらう。而して實際問題としては此の閣僚の數省兼務の方法は、兼務者の大臣を戴いた側の省をして、時の内閣が恰も自己の省務を輕視したるが如き感じを有せしむること無きを保し難い。之は行政の圓滿なる運営を圖る上に於て決して策の得たるものではない。尙又此の方法は、何れにしても組閣早々の臨時的措置と觀念せられ易く従つて其の兼務者たる大臣を戴く省の官吏をして、省務に對し一種の待機的態度を採らしむること無きを保し難いであらう。事實また此の方法は、其の組閣の當初に於てのみ其の實施が可能であり、其の後に於ては閣僚の死亡其の他の故障等の場合を除いては其の實施は事實上不可能であらう。

次に省の合理的統合に依る閣僚数の減少の方法である。即ち省の廢合を行つて其の数を少くし、以て閣僚の数を減少するといふ方法である。之は假令其の實質に於て一大臣が廢合前の數省の事務を担当するものとするも現實の問題としては省としての分立なき所に一人の大臣を置く——即ち一省に一人の大臣を置くのであるから、各省の分立に基づく事務處理の不圓滑といふ點はないであらう。而してそれがまた恒久的の行政機構となつたものである關係上、前に述べたるが如き兼務大臣を戴く省の官吏に一種の物足りなさを感じさせるといふやうな懸念は全然ない譯である。従つて閣僚の減少を企圖するといふ點に於ては、前の兼任制に勝ること萬々である。併しながら各省には、それ〴〵各省の分立的沿革が存在し、之が廢合を斷行せんとすることは、政治的にも且つ又事務的にも頗る至難の業である。而して其の之を爲さんとするには、實際問題としてはそれは先づ組閣の當初に於て之を爲すの外はなく、而して其の爲めには組閣に當つて、豫め其の含みを以て一大臣に數省を兼ねしめ置き、而して後急速に之を斷行するの外はないであらう。併しながら組閣早々、幾多重要な國務處理の重責を擔ふ内閣としては、早急に省の廢合の如きに手を着けるといふことは、實際問題としては頗る困難であらう。さりとてまた組閣後多くの時日を経過したる場合に於ては、それはまた政治的に事務的にその斷行を阻害する幾多の障害が相次いで生ずるであらう。何れにしても實際問題としては省の廢合に依る閣僚数の減少といふことは、甚だ至難のことに屬する。一面には又我が國の行政事務は、國

力の發展と共に年々膨脹の一途を辿つてゐる。尙又現在國防國家完成の要請の下に、各種統制の事務は愈々激増して來てゐる。従つていま省の廢合を斷行して、之を少數の閣僚に管理せしむるといふことは到底不可能であり、それは寧ろ行政の圓滿なる運営に支障を生ずるの虞があるものと思はれる。かくして省の数を減ずることは、實際問題としては頗る至難のことである。否寧ろ行政の分化發展に伴つて省の数は愈々増大の傾向にある。而も内閣の人的肥大——閣僚の過剩性——から來る其の機能の喪失は、頗る顯著なるものがある。此の二つの相反する要求は、之を如何にして調和すべきものであらうか。

二 第一次世界大戰に於ける英佛の戰時内閣

前項の問題に對して一の示唆を與へるものは、第一次大戰當時イギリスに於て行はれたる軍事内閣の制度と、フランスに於て行はれたる軍事委員會の制度である。今茲に簡単に兩者の概要を述べて見たいと思ふ。

第一次世界大戰勃發當時英國に於てはアスクイスが首相の地位に居たが、彼は實に一九〇八年以來引續き首相の地位に在り、アスクイス内閣は英國近史上最長壽の名を恣いまゝにしたものであつた。然るに其の後大戰の漸く長延いて來ると共に、輿論は同内閣の戰爭遂行態度を以て著しく緩慢に

失せるものと爲し、政府に對して不滿の聲を放つ者が漸く多きを加へて來た。閣内に於ても亦陸相の任にあるロイド・ジョージは、當時内閣の對戰態度に對し著しく嫌き足らざるものあり、遂に一九一六年十二月、彼は書面を以てアスクイス首相に請求するに戰爭指揮に關する政府機關の大改革を斷行すべきことを以てした。かくして結局アスクイス内閣は倒壊し、爾後多少の曲折を経たる後遂に當のロイド・ジョージが組閣の天命を拜するに至つたのである。かくしてロイド・ジョージの新政府は成立したのであるが、それは首相ロイド・ジョージ以下五人の大臣等を以て組織せらるる軍事内閣 (Military Cabinet) を中心として、其の他の諸大臣は寧ろ行政長官として其の軍事内閣を圍繞するといつた組織のものであつた。今參考の爲めに當時に於ける重要な官名と、之に任せられた人の名を擧げて見ると次の如くである。

官名

人名

- 首相兼國庫大臣 ○ロイド・ジョージ
- 無任所大臣 ○ミルナー卿
- 無任所大臣 ○ヘンダーソン
- 大法官 ファインレー卿
- 樞密院議長 ○カーゾン卿

國璽尙書

クラウフワード卿

大藏大臣

ボナー・ロー

内務大臣

ジョージ・ケープ

外務大臣

バルフォア

植民大臣

ロング

印度事務大臣

チエンバレーン

陸軍大臣

ダービー卿

軍需大臣

アッヂソン

勞働大臣

ホツヂ

恩給大臣

バーンス

封鎖大臣

セシル卿

海軍大臣

カーソン

食料監督長官

デヴオンポート卿

船舶監督長官

マクレー

商務院總裁

スタンレー

地方事務院總裁	ロンダ卿
ランカスター公領主事	カウリー
愛蘭事務大臣	デユーク
蘇格蘭事務大臣	マンロー
農務院總裁	プロセーロ
工務院長官	モンド
兼任教育院總裁	フイツシャー
検事總長	スミス
主計總監	リツケット

(○印は軍事内閣員)

由來英國政府は、事務官以外の政務官を分つて大臣級の者と其の他の者との二と爲し、其の大臣級の者を合して内閣を形造るのが例であつた。そして其の閣員の數は多くは二十名以内であつたが、時としては又其れ以上に達することもあつた。従つて戦時に於て、内閣が最も敏捷に且つ機密に活動することを要する場合、其の人員の多數に失し従つて其の敏捷なる活動の阻害されることは自明の理である。而も戦時緊急の必要は、特別官廳の増設を不可避とし、自然閣員數は増加せざるを得なかつ

た。ロイド・ジョージの新政政府は此の二つの相反する要求に應せんが爲め、政府組織を分科せしめて二とした。そして其の第一種のを所謂軍事内閣と爲し、僅かに五人の閣僚を以て組織し、日々會合して専ら對戦政務を決定することにした。そして其の第二種のは之を普通の行政官廳と爲し、それは戦時の需要に應じてだんだん其の數を増加すると共に、其の長官は對戦樞機に頭腦を煩はすことなく、専ら所管の政務に執筆することにしたのである。かくして軍事内閣員は非常な權力を有して對戦準備能率の増加を計ることに没頭することになり、同時に他の大臣は多少の事務官的性質を加味せらるゝに至つたのである。之は實に英國政府組織の上に於ける一大革命であつて、戦時に出現した一つの大きいなる變態であつた。

而して此の軍事内閣員五名は、何れも精力に富み、果斷決行を以て名のある人であつた。而して此の五人中ローは、藏相として將た又下院に於ける政府代表者として、其の職務は頗る繁激なるものがあつたので、専心軍事内閣員の職務に努力することは出来なかつたが、首相の國庫大臣並びにカーゾンの樞密院議長は、何れも其の實務としては殆ど取り立て、謂ふ程のものは無く、それは唯單に名譽の地位を占めるものに過ぎなかつた。従つて此の兩人は、ミルナー、ヘンダーソンの無任所大臣と等しく、毫も各省事務の煩累に拘束せらるゝことなく對戦政務に没頭し、得意の斷行力を利用して戦運の進展に盡瘁したのであつた。當時軍事内閣員任命の報に接して、英帝國の各部及び協商諸國に於て

は頗る歡喜し、獨逸諸國側に於ては、「英國自由の消滅」「獨裁政治の出現」等の語を以て之を罵り、中立諸國に於ては之を以て英國朝野の對戰決心の鞏固な徵候であると評したものであつた。

佛國に於ても第一次大戰當時、全く之と同じやうな現象が起つた。大戰勃發當時佛國に於てはブリアンが首相の地位にあり、これに各省長官たる大臣十二名、及び無任所大臣五名計十七名を以て内閣を組織してゐた。其の後戦局の推移必ずしも捗々しからざるものがあると、國內問題としても異常なる物價の暴騰は、國民をして漸次政府に對する不平の念を高からしめるに至つた。而して特に開戦以來臨戦地帯の設定せられたると、行政諸機關の著しく増加せられたるとは、戦時行政組織を頗る複雑なるものたらしめ、權限は往々にして牴觸し、事務は却つて澁滞し、之が爲め困難を感ずる民衆は少くなかつた。かくして輿論は政府機關の統合刷新と人材の拔擢とを政府に迫ること愈々急なるものあり、下院また輿論の要求する所を強硬に政府に傳達するに至つた。於是、一九一六年十二月十二日、ブリアン内閣には大改造が行はれ、新内閣の顔觸れは次の如きものになつた。

主管行政官廳名

人名

内閣議長兼外務

○ブリアン

司法及文部

グキグキアーニ

大藏

○リボー

内務

マルグイー

陸軍

○リョーテー將軍

海軍

○ラカーズ提督

武裝及軍需

○トーマ

土木、運輸及食料

エリヲー

商工農、勞働及遞信

クレマンテル

植民

ドゥーメルグ

而して以上の十名の閣員中、更にブリアン、リボー、リョーテー、ラカーズ及びトーマの五名を以て軍事委員會 (La Comité de Guerre) を組織せしめ、以て戦争遂行の最高機關として敏捷なる活動を爲さしめんとしたのである。(尤も此の軍事委員會は當時官報を以ては發表せられなかつた。蓋しそれは新内閣内部における一種の協定に成るものとしたのである。)

かくして戦時に於ける政務を統一し、權力を集中し、國力を組織し、以て國民の對戰能率を増加せんとする希望は、新内閣の形の上に具現せられた。即ち新内閣は前述の如く僅かに十人を以て組織せられたが、これは佛國に於ては實に第三共和制創立以來の最少數の閣員であつた。従つて一人にして二箇以上の省を兼攝する者も出來、閣員の權力は集中せられ其の權限は擴張せられ、自然責任の分割

と意見の衝突とは著しく減せられた。尙又軍事委員會の設置に依つて、戦争遂行に關する最高機關たるの地位は内閣を去つて五人の掌中に收められ、最も敏活且つ強力に働くことになつた。此の軍事委員會は恰も前述の英國の軍事内閣に類するけれども、軍事委員會の委員は何れも同時に各省長官たるの地位を有するものなることに於て、英國の軍事内閣と異なるのである。(小野塚喜平次著「現代政治の諸研究」中第三章英佛兩國に於ける内閣改造参照)

三 我が國に於ける所謂五相會議等に就て

我が國に於ても、行政の進展よりする行政機構の分化發達、従つて其の閣僚の過剰性より來る閣内の不一致——内閣の弱體性は、早くより感じられてゐたところであつた。併しながら此の點は、さきにも述べたるが如く最初の官僚内閣の時代には閣僚相互の縁故關係に依つて、又其の後の政黨内閣時代に於ては親分乾分の關係に依つて、其の弊害は著しくは表面に露はれなかつた。然るに其の後五・一五事件を契機として、此の兩種の内閣形態は其の存在を許されざるに至り、其の弊害は如實に暴露さるゝに至つたのである。

かくして五・一五事件後の最初の舉國一致内閣たる齋藤内閣に於ては、閣内に更に五相會議なる小内閣が生じて、重要事項は實質上之が決定するに至つたのである。即ち五相會議は内閣總理大臣齋藤

實、大藏大臣高橋是清、陸軍大臣荒木貞夫、海軍大臣大角岑生及び外務大臣廣田弘毅の五人を以て組織され、國務の大綱特に國防費豫算の決定等は、事實上此の五相會議に於て決せられたのである。(註)

(註) 齋藤内閣に於ける五相會議に關する東京朝日新聞(昭和八年十月四日)の記事

三日午後閣議散會後の齋藤首相、高橋藏相、荒木陸相、大角海相、廣田外相の五大臣會議の内容は五大臣の申合せによつて厳秘に付せられてゐるが、同日の會合は豫算編成切迫を前にして國防豫算先議の前提となるべきわが國の外交國防の根本方針について確固たる國策を樹立して置く必要ありとして齋藤首相並に高橋藏相の發意によつて同日の會合が開催されたものである。即ち過般荒木陸相、大角海相は、それ／＼高橋藏相と會見して陸海軍の立場において國防充實の急務を力説し、國防豫算先議を提唱したが、高橋藏相はその後廣田外相の訪問を受けて同外相から我國の對露對米外交の根本方針について詳細にその抱負を聴取した。

藏相としては、わが國の對外關係を基調とする現下の國防充實を豫算編成に當つて國防費の先議を行ふに當つては、まづその前提としてわが國の外交國防國策の樹立即ち外交と國防の整調を基本とする國策の根本方針を確立して置く必要ありとして齋藤首相に進言した結果、首相も藏相の意圖を諒として同日の五大臣會議を招集したものと見られてゐる。同日の會合においては荒木陸相から現下の國際情勢、殊に露國の極東政策、支那の航空隊増設三ヶ年計畫、日本の滿洲國援助方針等を中心とした陸軍側の國防方針を詳細説明し、大角海相よりは米國の造船計畫の内容、一九三六年のワシントン、ロンドン兩條約滿期を目標として整備すべき海軍兵力量の充實計畫等を力説し、廣田外相よりは其の獨自の見解に基く外交方針、就中一九三五年度におけるわが國の聯盟脫退通告の效力發生に伴ふ對外關係の變化に對應すべき外交方針、對露、對米外交の現勢並に將來に對する見解を詳述して、各相間に外交、國防國策の樹立に對する隔意なき懇談協議を遂げた。一方高橋藏相は財政の現状を説明して國防費先議に當つては我國策上外交、國防の整調と渾然一致した外交國防方針の確立を計るの必要を力説し、首相も又藏相の説に賛成して重要意見の交換をなしたが、當日の會合においては別に決定的結論に達するに至らず散會したが、豫算編成に對して國防費先議の具體的協議に入るに先立ち、首相藏

相がその根本方針としてまづ特に廣田外相を参加せしめて、外交國防の整調を基調とする國策樹立に向つて第一歩を踏みだしたことは時節柄頗る注目すべき事柄と見らる。

同 上（昭和八年十月七日附夕刊）

外交國防の國策確立と財政の調和を圖るための齋藤首相、高橋藏相、荒木陸相、大角海相、廣田外相の五大臣會議は、六日の閣議散會後午後一時から首相官邸に開會、其の後陸海軍兩相から提出された參考資料並に意見を基礎として、前回に引續き種々重要意見の交換を遂げた。

同 上（昭和八年十月十一日附夕刊）

政界の視聽を集めてゐる五大臣第三次會議は十日午後二時から首相官邸に開かれ、齋藤首相、高橋藏相、荒木陸相、大角海相、廣田外相參集、前回に引續き外交、國防の確立と財政の調和を中心として意見の交換を遂げた。云々

併しながら固より之は所謂インナー・キャビネットと解せられるべきものではなく、従つてそれはせいと、事實上の閣僚委員會とも解すべきものであつた。従つてそれは何等法制上の根據を有つものではなく、依然として全閣僚よりなる閣議が總ての事項を決して行くものであつた。唯併しながら、齋藤首相の政治的手腕と、五相の事實上の貫祿とに依つて、五相會議は圓滿に運営され、齋藤内閣の政治力強化に相當の貢獻を爲したるもの、如くである。尤も此の五相會議の設置は、當時の政治情勢に對應して他に種々の含みを有つたもの、如くであるが、何れにしても閣僚過剰性に基づく内閣制度

の缺陷を之に依つて補はんとしたものであることは間違ひない所である。

次に二・二六事件後の多難な政局を收拾すべく登場した廣田内閣も、其の時期が時期だけに閣内の統制に付ては一方ならず苦心した。同内閣が組閣早々直面した重要問題は、何といつても國防と外交にあつたが、其の兩者の完全なる融合一致を圖らんが爲め、まもなく所謂三相會議なるものが設置された。三相會議といふのは外務大臣有田八郎、陸軍大臣寺内壽一及海軍大臣永野修身の三人を以て組織され、尙必要があれば廣田首相も之に参加するといふものであつた。これは前の齋藤内閣時代の五相會議とは著しく其の趣きを變へ、其の討議の範圍を縮少して國防と外交のみに限定し、且又前回は齋藤首相の主催たりしものを改めて單に三相間の懇談とするといふ形式にしてゐる。これはかくすることによつて、閣内に更に小内閣を設けるとの非難を避けんとするものであらうが、それは要するに閣僚の過剰性に基づく非能率性・弱體性を救はんとする努力の現はれであることには間違ひない。

(註)

(註) 廣田内閣の三相會議に就て當時東京朝日新聞は次の如くに報じてゐる。

自主積極外交を標榜せる有田外相は、就任以來對露支關係を中心とする我が外交の根本方針に就き、内外の情勢を參酌して深き考慮を廻らしつゝあつたが、日ソ關係についてはソ滿國境に進駐せる二十萬の赤軍を背景に最近國境線上に於ける紛争問題が頻發し、日支關係についても三原則を中心に日滿支三國關係の調整を圖るの必要があり、此の際外務・軍部一致協力して不動の外交國策に邁進すべき最も緊切なる時期に到達してゐるので、有田外相は國防と外交との歸一と所謂外交一元化とを圖る見地から、今後

毎週一回陸・海兩相との間に自由討議を重ねることを決意し、廣田首相の諒解を得た。よつて其の第一回三相會議は、来る二十四日（金曜日）の閣議散會後首相官邸に於て行ふこととし、必要があれば廣田首相も之に参加せしめ、有田・寺内・永野三相間で外交・國防の當面の最重要問題を繞つて、大局的見地から我が政府の向ふべき大方針に就き隔意なき懇談を重ねることに決したが、右の三相會議は毎週金曜日の閣議後開催される豫定である。右の自由討議の結果、一致點に到達せるものは、我が政府不動の方針として内外の情勢に應じて軍部・外務圓滿な諒解の下に其の具體化に乗出す段取りであるが當面の議題としては國境問題を繞る日ソ兩國關係、北支問題に重心をおく對支政策及び今後における日滿支三國の關係、赤化の脅威に對する共同防衛、討露支關係を考慮に入れた我が軍備對策、對英米關係の根本的處理、太平洋問題等が其の主要題目となるものと見られる。今回の三相會議は、齋藤内閣における首相、外相、陸海軍兩相及び藏相の五相會議以來の試みであるが、政府は今回の三相會議が五相會議と異るところは其の討議の範圍を縮小して國防と外交のみに限り、且つ特定の議題を設けず、前回首相の主催たりしものを單に三相の懇談とする形式に改めた點にありとし、これにより内閣に更に小内閣を設くるの非難を避くる方針を採つてゐる。（昭和十一年四月二十日）二十四日午前の閣議に於て有田外相は、外交方針の討議に關する陸・海兩軍部大臣と外務大臣との三相會議設置問題に對して正式に重要提議を爲し、（一）設置の理由（二）根本方針（三）討議の主題（四）討議の方法（五）時期等に關する外相の腹案を説明した。即ち有田外相の三相會議設置の理由とするところは

從來我が外交方針は、當面の諸問題處理に當つては主として三省事務當局間に於て先づ我が方針を決定し、外相はたゞ右決定事項の大綱を閣議に報告其の諒解を求める程度に過ぎず、外務・軍部三省間の政治的折衝は實質的に行はれなかつた憾みがある。例へば對支・對露政策に就ては陸海軍兩軍務局長、海軍軍令部第三部長、陸軍參謀本部第二部長と外務省の東亞局長又は歐亞局長間の討議に依つて先づ政策が決定されてゐた。然しながら今後は、如上の事務折衝とは別箇に三相間に於て隔意なき自由討議を行ひ、國家の全局的觀點から綜合して現實の個々の政策を決定し、大局の運用上更に慎重を期したい。従つて「時々繼起する當面の外交問題の處理を主題」として協議するものである。

ことを述べて各閣僚の諒解を求めたる所、各閣僚とも異議なくこれを承認、自主積極の外交を標榜する廣田内閣の外交政策の發行に對し、有田・寺内・永野三相の慎重と善處を要望し、右會議には特に廣田首相自身も差し支へなき限りは出席して、政府首班として、また前外相として外交上の體驗を自由に披瀝し、今後我が外交の統一と強化に向つて全精力を傾けて遺憾なきを期することに決定した。従つて今度の三相會議は齋藤内閣時代の高橋藏相を加へた五相會議とは本質、機能等其の政治的意味を異にし、外交の一元化、外交政策の確立、政策遂行上の強化を端的にまた唯一の目的とした新機構で廣田内閣の新味の一つと謂ひ得よう。尙右會議は原則として、現實の外交問題が生じた場合毎金曜日の閣議散會後首相官邸において開催することとし、其の第一回を二十四日午後二時より首相官邸において開催した。（昭和十一年四月二十五日附夕刊）

第一次近衛内閣に於ても亦、所謂五相會議なるものが設置された。尤も第一次近衛内閣は、支那事變勃發後、隨時其の必要に應じて所謂四相會議又は五相會議を開催して、内閣の効果的なる運営を圖つて來た。然しながら其の後支那事變は愈々擴大して、日支間に於ける全面的の大紛争となり、此の事變處理といふことが内閣に課せられた最大の任務であり、且つ緊切なる目標となるに至つた。於是、近衛首相は、此の目的を達成せんが爲めには、之を全閣僚の問題とするよりも、寧ろ事變處理に最も關係の深い陸海軍・外務・大藏の諸閣僚との間に議を進むることの、最も時宜を得たるものあるに鑑み、茲に五相會議を正式に決定したのである。固より此の五相會議も、官制等に根據を有する公的のものではないが、其の開催に付て正式に閣議の承認を求めた點に於て、從來のものとは其の性質を異にし、其の實質に於て戰時内閣に一步を進めたるものと見てよからうと思ふ。當時都下の新聞紙は此の事實に付て、「徐州會戰後の新情勢の展開に對應すべく戰時強力内閣への再編成に成功した近衛

首相は、愈々新局面に對處する不動の對支方策の確立に乗出すことを決意し、十日の閣議劈頭に於て徐州戦後の重要時期に事變處理に最も關係の深い外務・大藏・陸軍の三相の更迭を見たので、この際これに海相を加へて隨時隔意なき意見の交換を行ひ、政戦兩略につき一段の緊密化を圖りた。よつて閣僚諸氏の諒解を求むる次第である。

とて五相會議開催の件に關し正式に閣議の承認を求めた。これに對しては全閣僚異議なく、茲に五相會議開催は首相の方針通り決定、來週水曜日頃より隨時これを開き徐州戦後、不動の内外政策を協議し政略、戰略の一致を期することとなつた。よつて從來便宜上行はれてゐた四相乃至五相會議はこゝには合法化されたことになり、首相を中心に宇垣、池田、板垣、米内四相の協議によつて對支方針の一切は決定さるべく、閣議はその決定につき報告を受け若干の論議を行ふ程度のものとなつて、首相の企圖した戦時内閣的性質が實現することとなつた譯である。五相會議の議題は、まづ國際情勢並びに國內の一般的狀態、殊に現下の財政經濟の検討から始まつて、逐次徐州戦後に於ける對支方策決定へと會談を重ねて行くであらうが、右五相會議と併行して、首相は宇垣、池田兩相を兩翼において、隨時一般的施政方針も協議すべく、此三相會議が五相會議の核心を爲すと同時に近衛内閣の一般政策に重要な役割を演ずる性質のものとならう。と報じてゐる（東京朝日新聞 昭和十三年六月十一日附夕刊所載）。尙當時都下の各新聞紙は争つて本制度に關する論評を加へたが、其の代表的なものとして左に東

京朝日新聞の論説を掲げる。以て當時の一般人士の之に對する意向を知ることが出来る。

戦時内閣の成立

閣議は五相會議の設置を正式承認した。四相會議とか五相會議とかは、非常時に入つてから齋藤内閣以來の例に徴するも、決して目新しいものとは云へないが、こんどの五相會議は内閣中樞の戦時首腦閣僚會議であつて、歐洲大戰當時の英佛その他で少數閣僚を以て組織された戦時委員會に酷似せるものなる點、特筆に價するのである。これは、國策遂行の敏速と統一と強化とを確保するための、内閣の核心、内閣中の内閣といふも過言ではあるまい。殊に、廣く「國務」關係に就て首相、外相、藏相の三相會議をも併行し、政略の集約化をこゝに期待しつゝ、これが擴大たる五相會議に於て、更に政略と戰略との緊密なる統合を實現せんとすることも頗る注目を要すると思ふ。換言すれば、かゝる戰爭を豫期せずして成れる現内閣が、自ら、體制の不備を痛感し、事變勃發の直後より、彫心鏤骨、幾度か企圖して止まざりし戦時内閣化が、遅ればせながら漸くこゝに完成し、戦時内閣として再生したことになる。

その性質は、もとより官制上のものではなく、實際的處置としての内閣運営方法に過ぎないが、個々の問題に就いて臨時に便宜に開かる閣僚委員會とはおよそ比較にならぬほどの重味を持つのである。閣議の正式承認を経て常置することにしたのにも、此の點は疑ひを容るゝの餘地がない。將來に夢を描けば格別、また態を出せば際限があるまいが、現實の政局に於て、これ以上の陣容は一考へられず、その意味に於て、この政治操作は成功と云へるのである。けれども巨頭は必ず幕僚組織を要すべく、この媒介物なくば、各省官僚を有効に時局突破の焦點に向つて集中的に動員し來ることは困難であり、従つて例へば宣傳、國民動員に多大の關係ある内閣情報部の改組やら、その低調さ到底時局の急に應じ得べくもない法制局の刷新や、總理に直屬する書記局的な新制度の必要や、特に對支國策一元化を目ざす對支中央機關の急設やらが直に着手せねばならぬ喫緊の要務なることを忘れてはなるまい。

これらは、廣い意味での、戦時内閣の幕僚組織であつて、これが改革充實を以て當面の最大急務となすを憚らぬ。これなくば、官

吏制度改革も迫力弱く、且目標が定まるまいし、やゝ遠く押しやられた議會制度の革新も、脈絡の通ぜぬものはくのものとなる恐れがあらう。大本營のことは姑く措くが、尠くとも戦時内閣の上意下達を保證すべき下部構造の整備こそ、五相會議設置直後の、而して又、同會議最初の問題なのではあるまいか。何故ならば、政治經濟の戦時體制化には、五相會議だけではなほ十分でないと思はれるからである。

かくして「對支新情勢に對應して帝國最高國策を決定すべき五相會議第一回會合は十七日(昭和十三年六月)午後一時四十分首相官邸に開催され、當日は今後に於ける協議の基礎を作り會議の圓滑なる進行を圖る意味から首相を除く宇垣、池田、板垣、米内四相よりそれ〴〵所管に従ひ外交、財政、經濟、作戰の現状につき詳細なる説明が行はれた。即ちまづ宇垣外相より事變進行に伴ふ英米佛ソの諸列強始め各國の動向並にこれに對處せる帝國の外交措置、板垣、米内兩相より徐州攻略後に於ける陸海兩軍の作戰行動、池田藏相より財政經濟の實相殊に軍需資材の調達狀況、貿易並に國內物資統制につき順次説明を進め、これに對し近衛首相を中心に簡單なる質疑が交された後、企畫院作成の本年第三四半期に於ける重要物資需給計畫案の大綱を議題とし、一應これを承認して同三時散會したが、第一回會合は現状報告が主たるもので、事變の推移に對處すべき今後の方針については第二回會合以降に譲られるものと見られてゐる。なほ次回は来る二十三日正午より首相官邸に開催され、當分は毎週一回乃至二回開催して忌憚なき意見を交換することになつたが、二十三日は特に議題を設けることなく意見

見の交換をなす豫定である。尙政府は十七日の五相會議後、風見書記官長談の形式で次の如きコムミユニケを發表した。

本日の會合に於ては將來の具體的方策の基礎となるべき事項につき、關係各閣僚の隔意なき意見の交換をなした。(昭和十三年六月十八日 東京朝日新聞所載記事)

其の後「第二回五相會議は二十四日の閣議散會後引續き午後一時から開かれ、前回近衛首相以外の四閣僚からそれ〴〵所管の外交、財政、軍事について説明があつたのに引續き、同日は今後協議を進める上に必要な事變處理對策の基礎事項について宇垣、池田、板垣、米内の各閣僚から一般狀況を報告しこれに基き作戰遂行に伴ふ戦時經濟體制の確立、物資總動員計畫の實施に伴ふ各種銃後對策、作戰目的貫徹に必要な外交工作による側面援護方策等對支問題の大綱について、概括的に意見の交換を行ひ同二時十五分散會した。(昭和十三年六月二十五日附東京朝日新聞夕刊所載記事)かくして第一次近衛内閣に於ける五相會議は、其の後引續き開催されたが、終始事變處理方策の検討に眞摯の努力を續け、以てよく其の使命を果したものである。

第一次近衛内閣の後を承けて國政變理の任に當つた平沼内閣も、亦實質的には五相會議の制を引き繼いだ。(註)時恰も歐洲に於ては、獨伊の所謂樞軸國側對ソ聯の關係に於て、頗る微妙複雑なるものがあつた。之に對處すべき帝國の方策を誤りなからしむべく、平沼内閣の五相會議は實に血の滲む

が如き眞摯悲壯な努力を續けて行つた。而して遂に歐洲に於て獨ソ不可侵條約の締結を見るや、之を目するに所謂「複雑怪奇」なる好箇の評語を残して平沼内閣が退陣する迄、五相會議は實に數十回の多きに亘つて開催されたのである。それがよし對歐策に萬全の手を打ち得なかつたとするも、平沼内閣に於ける五相會議は、其の實質に於ては平沼内閣の眞の中樞的な内閣として、其の大勢を制したものであることは、また多言を要しない所であらう。

(註) 東京朝日新聞昭和十四年一月十三日所載 平沼首相車中談の一節

所謂五相會議は實質的には繼續することになるが、インナー・キャビネットと解されては困る。今後大體閣議後定例的にやるつもりだ。……五相會議即ち總理大臣と外務、陸海軍、大藏の五大臣會議は事變處理對策のみに止まらず、事變處理の大方針、外交、財政問題等も協議するので興亞院の問題だけに限局されない。云々

かくして我が國に於ても、所謂非常時の聲の叫ばれて以來、數次の内閣に於て所謂三相會議、五相會議等インナー・キャビネット的のものが見られるに至つた。私は之を閣僚過剰性等に基づく我が内閣制度の缺陷を救はんとする、一聯の努力の現はれであると解する。併しながらそれは固より時の爲政者が、常に斯くの如き意圖の下に、這般の行動をなしたといふのではない。彼等はその時々、そしてそれらの理由と動機と、又心理とに於て行動したものであるに相違ない。然しながら謂はるゝ如く歴史の使命は、それ以上の「社會の力」を認むるにある。眼に見えず、耳に聞えざる「社會の力」

より、一切の歴史的事實を解釋するに在る。當事者が意識すると否とは、多く之を問ふところではないのである。私は其の意味に於て五相會議等の開催の意義を、上記の如くに解するものである。

四 國務大臣と行政長官との分離

現在我が國に於ける内閣制度は、上來屢々説き來れる所の如く、各省大臣が即國務大臣として内閣の構成メンバーとなつてゐる。而して時勢の進歩に伴ふ行政の分化進展は、勢ひ行政部局の長官たる各省大臣の數を増し、従つてまた國務大臣の數を増すといふことになる。かくして行政の分化進展と共に、内閣は愈々其の閣僚の過剰性を濃化し來り、種々の弊害を醸し出せることは前述の通りである。

於是國務大臣と行政長官とを切り離し、少數の國務大臣を以て内閣を組織し、軍事・外交・財政其の他あらゆる分野を通じて統一國策の樹立に専念せしめるといふことが考へられる。此の國務大臣は省務を有たないから、其の數は毫も省の數と對應するの必要はなく、之とは全く獨立に視野の廣い大乘の見地に立つ少數の眞の大人物のみを以て之に充てることが出来る。従つて内閣は、閣僚の過剰性に依つて煩はさるゝことなく、協力一致眞に國策の審議決定の府となることが出来る。一面之が指揮監督の下に國策の實施に該る行政長官は、行政の分化進展に相應じてどん／＼其の數を増加して行

く。而して此の行政長官は所謂行政各部の長であつて、國務大臣ではない。従つて此の行政長官を増加することは、毫も閣僚の増加を來すことなく、従つて閣僚の過剰性に基く内閣機能の低準化といふ現象は起らないのである。尙此の國務大臣と行政長官の分離は、常に閣僚の数を減少せしむるといふ形式的意味の利點を有するのみならず、國務大臣をして眞に國務大臣たらしむる——即ち國務大臣の行政長官化を防止するといふ實質的利點をも有するのである。

惟ふに今日、臺閣に列するの士が、餘りに行政長官化したこと、即ち國務大臣的色彩が稀薄になつたこと、そしてそれが内閣の本來の機能を失はしめる有力な原因となつてゐることは、世人の痛感するところである。即ち各大臣は、自己の主管の省務を行ふことに熱心となり、自然其の分野に止まつて敢て他人の分野に容喙せざることを以て道義と考へ、同時に自己の行政権限内に容喙さるゝことを極端に排除するに至つた。かくして分立あつて綜合なく、各省の政策あつて國策がないといふ状態に立ち到つたのである。即ち各省大臣の主張は、其の内容の國策的價値の如何に拘らず、同價値として主張せられ且つ取扱はるゝが故に、宛も主張なき者は無爲無能の者であり、主張事項の通らないのは無力の致す所であるときへも考へらるゝに到つた。従つて國家的見地よりすれば不急であり不要である事項でも、唯其の主管大臣の面目の爲めに企畫せられ實行せられて、眞に重要であり緊急であるものが——此の種のもものは特に何省の主管にも屬せず、又は數省の所管に亘るものが多い——却つて放

任せらるゝといふことになる虞れがあるのである。

此の弊を矯めんが爲めの最も有效な手段は、國務大臣の全部を擧げて所謂無任所大臣とし、内閣は無任所大臣のみを以て組織する。而して各省には之とは別箇に各其の長官を置き、内閣の指揮監督の下に各其の省務を擔任せしめることにすることである。即ち國務大臣と各省長官との分離である。即ちかくするときは國務大臣は各其の担任の省務なるものを有たないから、其の面目に拘泥して部分的行政に没頭するの弊を除くことが出来る。又其の觀察や判断が不偏であるから、全閣僚の意見は比較的容易に其の一致を見ることを期待し得るのである。此の國務大臣と行政長官の分離は、早くから我が國識者の間に於て唱へられた所であるが、特に昭和十二年支那事變の勃發に依り、内閣の高度能率性・内閣の企畫性の要求され來るや、其の實現は俄然朝野の間に喧傳さるゝに至つたのである。當時東京朝日新聞は其の社説に於て、「國策を樹立遂行する力」なる題下に左の如く論じ、國務大臣と行政長官の分離の要を力説する所があつた。蓋し當時一般識者の聲を代表する所のものと考へられる。

内閣を組織する國務大臣が、各省大臣として各省の行政事務を統轄することは、それが政黨内閣の如く一定の主義政見を以て集る政黨の統制の下にあるのでなく、内閣組織に當つて各方面から集る場合には、一層其の管轄する所の各省が本據となり、各省官僚の支持の下に其の勢力意見を閣議に代表するといふ勢ひを免れず、舉國一致内閣にあつて却つて各省割據對立の弊を甚だしくし、内閣に統合的機關を設くるに非ざれば、統一的國策を樹立するに困難なるを感ぜしむるに至つたのである。(中略)

今は其の時期に於て少數閣員から成る戰時内閣的のものを作る必要があるのみならず、近衛内閣が近衛公を中心として、他の政治

的勢力から支配されることが少く、國務大臣としてよりも行政長官としての性質或ひは使命を以て集められてゐる閣僚も多いのであるから、此の種の政治行政機構改革を行ふには最も適當だと謂はなければならぬ。本欄に於ては幾度か主張した如く國務大臣と行政長官とを分離して、軍事・外交・財政を通じての統一國策樹立專一の國務大臣を以て、少數閣僚の内閣を組織すると共に、其の下に企畫院等の内閣直屬の國務統合機關を置くことに依つて、初めて各省に對する内閣の力も強化され、従つてこれら機關の運用も完きを得るのである。(昭和十二年十月二日所載社説抜萃)

併しながら此の國務大臣と行政長官の分離の制度に付ては、其の實施上數箇の難點が豫想される。先づ第一に、行政各部と國務大臣とが事務上の連絡を缺くか、或ひは其の接着が密でないといふことの爲め、行政の圓滿なる進展が阻害さるゝに非ざるやの點である。之は既に第一章内閣制度の變遷に付て述べた所に於ても明らかなるが如く、明治初年に於て既に經驗した所のものである。そしてそれは必ずしも良好なる結果を齎らさなかつた所のものである。即ち參議の各省卿を兼任するといふことは、卿の立場を重しとして參議としての職責に缺くる所ありとの理由の下に一時參議と各省卿とを峻別したことがあつた。しかしそれでは矢張り參議と各省との連繫がうまく行かず、即ち各省は動もすれば參議の意向を無視して其の主管に屬する所の事務を行ふといふ傾きがあり、幾許もなくして又參議の卿兼任の制が復活されたことがある(第一章第二節參照)。即ち行政各部の長官が必ずしも國務大臣の命に服し難く、従つて内閣は徒らに虚器を擁するに過ぎないといふ状態になる懸念が存するのである。これは寔に尤もな懸念である。併しながらそれは要するに内閣其のものゝ無力・非力に結果す

るものである。内閣が眞に國務大臣として爲すある所の人物を集め、大局的見地より克く國策を審議決定して之を行政各部に行はしめたならば、決して内閣が虚器を擁するに至るが如き心配を爲すの必要はない。併しながら繰り返して謂ふが如く、其の爲めには内閣が眞に有能・有力であらねばならぬ。而して内閣が眞に有能・有力であるが爲めには、其の閣僚として内閣に列する者が眞に國家の負託に副ふ大人物たることを要するのみならず、内閣に眞に有能・有力なる國策參謀本部とも謂ふべき一大幕僚的機構の整備が絶對的に必要である。今日行政各般の細分巧緻を極めたる、如何に有能なる人士と雖も之を短時日に咀嚼し盡すことは困難である。従つて閣僚として眞に有能達識の士を集め得たりとするも、其の之に對して凡百の行政技術に熟達することを求むることは不可能である。而も行政技術の點を全然度外視した國策樹立の如きは、其の意味の大半は失はれたものである。即ち内閣に國策參謀本部とも謂ふべき一大幕僚機關を作り、之に朝野の俊秀を蒐めて、内閣の旨を承けて國策に關する萬般の調査研究を司らしめることとする。かくして閣議の決定は確固不動の國策となり、千鈞の重みを以て行政各部に其の實施方が命せられることになるのである。

尙またかくしても矢張り内閣と各省——國務大臣と行政長官——との間には、幾分其の有機的關係が稀薄となり、従つて内閣の命令が十分行政各部に滲透しない憾みがあらう。従つて此の缺陷を匡正する爲めには、内閣に各省の行政の實際を監察する一つの有力なる監察機關を設置することが必要で

ある。かくして内閣は常に國策的見地から各省の行政の實際を監察し、内閣で決定された國策の方針が、行政官廳に移されて遲滞なく且つ的確に遂行されてゐるか否かを、常に監視し匡正して行くのである。而して苟も行政各部の長官にして内閣の方針に従はざる者あらば、斷乎其の地位を去らしめることにするのである。

次に現在の如く各省大臣が國務大臣たる場合には、各大臣が主管の行政事務に關して相當の専門的知識を有し、従つてまた閣議も其れを通じて必要の専門的知識の供給を受くることになるのである。然るにいま全部省務を有たない國務大臣のみを以て内閣を組織することになれば、其の専門的知識の供給を缺くこととなり、閣議に表はれる知識が甚だ散漫且つ低調のものとならざるやの虞れがある。併しながら此の點は寧ろ本制度の長所とも謂へるのであつて、之に依り國務大臣が偏せず囚はれず、廣く國策的見地より物事を判斷し得るといふことになるのである。行政の細部に付ての知識の如きは事務當局の有する所のものを利用するを以て足る、國務大臣に要求さるゝ所のものは、一に大乘的見地よりする爲政者としての國策的判斷である。假令今日の如く主管行政大臣の存する場合に於ても、それは結局は下僚の作成した説明を取次ぐに過ぎない。果して然らば、寧ろ練達せる當務者をして直接説明を爲さしむるに若くものはないではあるまいか。尙又閣議に於て決定した所の方針は、直ちに之を行政各部をして實行せしめ、若しくは其の方針に基いて具體的計畫を樹立せしむれば足る。閣僚

は敢て行政の細部に互る専門的知識の所有者たることを必要としないのである。

尙又此の制度の下に於ては、國務大臣が其の職務に冷淡と爲り、無責任に爲るといふ虞れがありはしないかといふことが考へられる。惟ふに主管事務が無いといふ事は、無爲を以て賢明なりと考へさせる虞れが全然ないとは言へない。併しながら内閣の壽命の著しく永年に亘る場合は格別として、内閣成立後兩三年程度の間の問題とすれば、怖らくは此の間に閣員の心理的弛緩を來すが如き暇は全然ないであらう。尙又徒らに無爲で居るといふことは、直ちに内閣全體の運命にも影響し、結局閣員は事實上連帶の責任を負ふといふことになるから、假令主管事務がなくとも閣僚が無爲放任に流るゝといふことはないであらう。

要するに國務大臣と各省長官とを峻別するといふことは、我が國現在の内閣制度運営の實際に鑑み、慥かに其の弊を除く適切なるものである。併しながらまた之に付ては、法理上よりする有力なる反對論が有り得るのである。即ち明治十八年十二月八日、三條太政大臣が上つた内閣制度に關する奏議の中に、「……内閣ヲ以テ宰臣會議御前ニ事ヲ奏スルノ所トシ萬機ノ政專ラ簡捷敏活ヲ主トシ諸宰臣入テハ大政ニ參シ出テハ各部ノ職ニ就キ均シク陛下ノ手足耳目タリ……」といふ一節がある。而して此の奏議が御採用になり、茲に従來の太政官制度が廢せられて所謂近代の内閣制度が代つて登場することになつた次第である。かくして現行内閣官制の前身を爲す明治十八年十二月の「内閣職權」は、

前述三條太政大臣の奏議の精神に則つて作られたのである。越えて明治二十二年二月帝國憲法が發布されたが、それは決して「内閣職權」に依つて定められた内閣制度——各省長官と國務大臣の人的同一性——に變改を加へたものではなく、寧ろ其の制度の存在を前提として成つたものである。而して其の後明治二十二年十二月、現行内閣官制が制定され、それには國務大臣と各省大臣との人的同一性が規定されてゐるが、それは所謂「諸宰臣入テハ大政ニ參シ出テハ各部ノ職ニ就キ」といふ憲法の趣旨を體したものである。即ち國務大臣と各省長官との人的同一性は、憲法的要請である。従つて國務大臣と各省長官とを分つといふことは、憲法の精神に反するものである。即ち我が國に於ては、全面的に國務大臣と各省長官とを別けるといふことは、憲法上許されざる所であるといふのである。

これは慥かに傾聽に價ひすべき論である。然しながら既に現行内閣官制第十條は「各省大臣ノ外特旨ニ依リ國務大臣トシテ内閣員ニ列セシメラル、コトアルヘシ」と規定して、既に各省大臣に非ざる國務大臣の存在することを是認してゐる。即ち國務大臣と各省大臣との人的同一性といふことは既に其の一部に於ては破られてゐることである。果して然りとすれば帝國憲法が、國務大臣と各省大臣との人的同一性を其の根本的要請としてゐるといふことは、必ずしも謂ふことが出來ないではあるまいか。論者或ひはまた憲法第五十五條第一項の規定を援用して、同條は國務大臣と各省大臣との人的同一性を前提としてのみ初めて之を理解し得べしとするものがある。併しながら同條は専ら國務大臣の

輔弼責任のことを規定し、また各省大臣のことに及ばない。而して國務大臣はどこ迄も國務大臣としての獨立の權限を有し、また其の責任を負ふものである。それは決して各省大臣との牽連性に於て、權限を有した責任を負ふものではないのである。蓋し此の點を以て反對の論據と爲すことは、論者の謂はれなき獨斷に過ぎないであらう。

即ち私は現在我が憲法の下に於ても、國務大臣と各省長官とを峻別することは法理上可能であると信ずる。而して又其のかくすることに依りて初めて、我が國政の圓滿なる運営が庶幾され得るものと信ずる。何れにしても我が國に於ける内閣制度は、現下の情勢に鑑み一日も早く其の改正のステップを踏み出さねばならず、而して其の指向する所は、一に此の國務大臣と各省長官の分別に在りと考へられる。(而してさしずめ實際問題としては恐らくは、現行行政機構の下に於ける各省次官の地位權限をより高次のものと爲し、各省の行政權限は殆んど其の總てを擧げて事實上次官の専決に任せることにする。而して各省大臣の行政大臣としての固有事務は、出來るだけ之を局限して其の眞に重要なものゝみに止め、各省大臣は日常其の省務に煩らはざるゝことなく、眞に國務大臣として其の職務に専念し得るやうにするといふやうな方法がとられるであらう。即ちかくすることに依つて、其の實質上國務大臣と各省長官の分別は、之を或る程度迄實現し得ることゝなる譯である。併しながらこれは所詮過渡的の便法に過ぎず、尙其の實施に關しても種々の難點が豫想されるので、結局兩者は之を

第五章 所謂内閣政治力強化の問題
 制度的にも分別して其の職域を判然たらしむることを理想とする。

(括)

附 録

歴 代 内 閣 一 覧 表

(括弧内ノ數字ハ就退任ノ年月日ヲ示ス)

歴代	1	第(一)次	(明治十八年十二月二十日成立) (伊藤内閣)
大内閣總理	伊藤博文 21 18 4 12 30 22		
外務大臣	井上馨 20 18 9 12 16 22	伊藤(臨時兼任) 21 20 2 9 11 16	大隈重信 22 21 12 2 24 1
内務大臣	山縣有朋 22 18 12 12 24 22		
大藏大臣	松方正義 24 18 5 12 6 22		
陸軍大臣	大山巖 24 18 5 12 17 22		
海軍大臣	西郷從道 23 18 5 12 17 22	大(兼任) 20 19 7 7 1 10	
司法大臣	山田顯義 24 18 6 12 1 22		
文部大臣	森有禮 22 18 2 12 11 22		
農林大臣	谷干城 20 18 7 12 25 22	西(兼任) 19 19 7 7 10 16	山(兼任) 20 19 6 7 24 10
商工大臣		土方久元 20 20 9 7 16 25	黒田清隆 21 20 4 9 30 16
逓信大臣	榎本武揚 22 18 3 12 22 22		
鐵道大臣			
拓務大臣			
列内書記官	田中光顯 21 18 5 7 23 29		
閣法局長	山尾庸三 21 18 2 12 7 23		
制官局			井上 24 21 5 2 8 7

附 録

一

(十月十年三十三治明) (次四第) 10 餘月ヶ七立成日九 (關内藤伊)		(八月一十年一十三治明) (次二第) 9 餘月ヶ一十年一立成日 (關内縣山)	
34 34 6 5 2 10 (臨時兼任) 西園寺公望	34 34 5 5 10 2 (臨時代理) 西園寺公望	33 33 10 10 19 8 (臨時代理) 西園寺公望	33 31 10 11 19 8 山縣有明
		34 33 6 10 2 19 加藤高明	33 31 10 11 19 8 青木周瀨
		34 33 6 10 2 19 末松謙澄	33 31 10 11 19 8 西郷從道
34 34 6 5 2 14 (臨時兼任) 西園寺公望		34 33 5 10 14 19 渡邊國武	33 31 10 11 19 8 方正義桂
	35 33 3 12 27 23 (兼任) 兒玉源太郎	桂 (留任) 太郎	桂 (留任) 太郎
		39 31 1 11 7 8 山本權兵衛	39 31 1 11 7 8 山本權兵衛
		34 33 6 10 2 19 金子堅太郎	33 31 10 11 19 8 清浦奎吾
		34 33 6 10 2 19 松田正久	33 31 10 11 19 8 樺山資紀
		34 33 6 10 2 19 林有造	33 31 10 11 19 8 曾根荒助
	34 33 6 12 2 22 原敬	33 33 12 10 22 19 星亨	33 31 10 11 19 8 芳川顯正
		34 33 6 10 2 27 西園寺公望	
		34 33 6 10 2 19 鮫島武之助	33 31 10 11 19 8 安廣伴一郎
		35 33 9 10 26 24 奥田義人	33 31 10 11 24 8 平田東助

附
錄

七

(三月六年一十三治明) (次一第) 8 餘月ヶ四立成日十 (關内隈大)		(十月一年一十三治明) (次三第) 7 餘月ヶ五立成日二 (關内藤伊)		歴代
	31 31 11 6 8 30 大隈重信	31 31 6 1 30 12 伊藤博文		大内閣 總理大臣
	31 31 11 6 8 30 大隈重信 (兼任)		西園寺公望 (留任)	外務大臣
	31 31 11 6 8 30 板垣退助	31 31 6 1 30 12 芳川顯正		内務大臣
	31 31 11 6 8 30 松田正久	31 31 6 1 30 12 井上馨		大藏大臣
	桂 (留任) 太郎	33 31 12 1 23 12 桂太郎		陸軍大臣
	西郷從道 (留任)		西郷從道 (留任)	海軍大臣
	31 31 11 6 8 30 大東義徳	31 31 6 1 30 12 滿荒助		司法大臣
31 31 11 10 8 27 大森毅	31 31 10 6 27 30 尾崎行雄	31 31 6 4 30 12 外山正一	31 31 4 1 30 12 西園寺公望	文部大臣
	31 31 11 6 8 30 大石正巳	31 31 6 4 30 26 金子堅太郎	31 31 4 1 26 12 伊東巳代治	農林大臣
				商工大臣
	31 31 11 6 8 30 林有造	31 31 6 1 30 12 末松謙澄		通信大臣
				鐵道大臣
				拓務大臣
				班
	31 31 11 7 8 7 武富時	31 31 7 1 7 12 鮫島武之助		列 内 記 官 長 閣 法 制 官 局
	31 31 11 7 8 27 神保知常			

附
錄

六

二月六年四十三治明 (次一第) 11
 (餘月ヶ七年四立成日) 關内桂

39 34 明 1 6 2 1 7	桂 太郎 (臨時兼任)	大内閣總理
39 34 明 1 9 21 1 7	小村 壽太郎 (臨時兼任)	外務大臣
36 36 明 10 7 15 12 15	兒玉源太郎 (兼任)	內務大臣
37 36 明 2 10 20 20 12	桂 太郎 (兼任)	海軍大臣
38 37 明 9 2 20 16 20	芳川 顯正 (兼任)	陸軍大臣
39 38 明 1 9 16 7 16	清浦 奎吾 (兼任)	司法大臣
39 36 明 1 9 22 7 22	渡多野 敬直 (兼任)	文部大臣
39 38 明 1 12 14 7 14	桂 太郎 (兼任)	農林大臣
36 36 明 9 7 17 22 17	兒玉源太郎 (兼任)	商工大臣
36 36 明 9 7 17 22 17	清浦 奎吾 (兼任)	逓信大臣
36 36 明 9 7 17 22 17	會 荒助 (兼任)	鐵道大臣
36 34 明 7 6 2 17 2	芳川 顯正 (兼任)	拓務大臣
39 34 明 1 6 2 1 7	柴田 家門 (兼任)	列
39 35 明 1 9 13 13 26	一木 喜徳郎 (兼任)	內閣書記官長
		法制局長
		官制局

附 錄

七月一年九十三治明 (次一第) 12
 (餘月ヶ六年二立成日) 關内寺園西

41 39 明 7 1 14 1 7	西園寺公望	大内閣總理
39 39 明 9 8 18 30 30	西園寺公望 (臨時兼任)	外務大臣
41 39 明 7 5 14 19 19	林 董 (臨時兼任)	內務大臣
39 39 明 3 1 3 3 3	西園寺公望 (臨時兼任)	海軍大臣
41 39 明 7 1 14 14 7	加藤 高明 (臨時兼任)	陸軍大臣
41 39 明 1 1 14 14 7	教 阪谷 芳郎 (兼任)	司法大臣
41 41 明 7 3 14 25 25	松田 正久 (兼任)	文部大臣
41 39 明 3 1 16 4 7	齋藤 實 (兼任)	農林大臣
41 41 明 7 3 14 25 25	千家 尊福 (兼任)	商工大臣
41 39 明 7 3 14 27 27	牧野 伸顯 (臨時兼任)	逓信大臣
41 39 明 7 1 14 14 7	松岡 康毅 (臨時兼任)	鐵道大臣
41 41 明 7 3 14 25 25	堀田 正養 (兼任)	拓務大臣
41 41 明 7 3 14 25 25	原 敬 (兼任)	列
41 39 明 7 1 14 14 7	石渡 敏一 (兼任)	內閣書記官長
41 39 明 7 1 14 14 13	岡野 敬次郎 (兼任)	法制局長
		官制局

附 錄

西次第二 (關内寺園) 14	次第二 (關内桂) 13	歷代
西園寺公望 (元大44 12 8 21 30)	明 桂 太郎 (44 41 8 7 30 14)	大内閣總理
内田康哉 (元大44 12 8 21 30)	小村憲太郎 (44 41 8 8 30 27)	外務大臣
原敬 (元大44 12 8 21 30)	平田東助 (44 41 8 8 30 14)	内務大臣
山本達雄 (元大44 12 8 21 30)	明 桂 太郎 (44 41 8 7 30 14)	大藏大臣
石本新六 (元大45 12 4 21 5)	寺内正毅 (44 41 8 7 30 14)	陸軍大臣
上原勇作 (元大45 12 4 21 5)	齋藤 實 (44 41 8 7 30 14)	海軍大臣
實松田正久 (元大44 12 8 21 30)	實松田正久 (44 41 8 7 30 14)	司法大臣
長谷場純孝 (元大44 12 8 21 30)	小松英太郎 (44 41 8 7 30 14)	文部大臣
牧野伸顯 (元大44 12 8 21 30)	大浦兼武 (44 41 8 7 30 14)	農林大臣
林 有造 (元大44 12 8 21 30)	後藤新平 (44 41 8 7 30 14)	通商大臣
南 弘 (元大44 12 8 21 30)	南 弘 (44 41 8 7 30 14)	鐵道大臣
弘野敬次郎 (元大44 12 8 21 30)	安廣伴一郎 (44 41 8 7 31 14)	拓務大臣
	山之内 一 (44 41 8 5 30 14)	列
	倉富勇三郎 (44 41 8 5 30 14)	書記官
		長官
		法制
		官制

附 錄

西次第二 (關内桂) 15	次第一 (關内本山) 16	歷代
桂 太郎 (元大44 12 8 20 21)	山本權兵衛 (3 2 4 2 16 20)	大内閣總理
加藤高明 (元大44 12 8 20 21)	加藤高明 (3 2 4 2 16 20)	外務大臣
大浦兼武 (元大44 12 8 20 21)	大浦兼武 (3 2 4 2 16 20)	内務大臣
若槻禮次郎 (元大44 12 8 20 21)	若槻禮次郎 (3 2 4 2 16 20)	大藏大臣
木越安綱 (元大45 12 6 24 21)	木越安綱 (3 2 4 6 16 24)	陸軍大臣
實松田正久 (元大44 12 8 20 21)	實松田正久 (3 2 4 6 16 24)	海軍大臣
致樂田家門 (元大44 12 8 20 21)	致樂田家門 (3 2 4 6 16 24)	司法大臣
仲小路 廉 (元大44 12 8 20 21)	仲小路 廉 (3 2 4 6 16 24)	文部大臣
後藤新平 (元大44 12 8 20 21)	後藤新平 (3 2 4 6 16 24)	農林大臣
江木 雲 (元大44 12 8 20 21)	江木 雲 (3 2 4 6 16 24)	通商大臣
一木喜徳郎 (元大44 12 8 20 21)	一木喜徳郎 (3 2 4 6 16 24)	鐵道大臣
	山之内 一 (3 2 4 6 16 24)	拓務大臣
	倉富勇三郎 (3 2 4 6 16 24)	列
		書記官
		長官
		法制
		官制

附 錄

26 (中内田)		25 (若槻)	
(昭和二年四月二十日成立)		(大正十五年一月十三日成立)	
田中義一 4.2.20	田中義一 4.2.20	若槻禮次郎 2.15.30	若槻禮次郎 2.15.30
田中義一 4.2.20	田中義一 4.2.20	幣原喜重郎 (兼任)	幣原喜重郎 (兼任)
望月圭介 3.5.23	田中義一 3.5.23	安達謙藏 2.15.16	濱口雄幸 2.15.16
三土忠造 4.7.2	高橋是清 2.14.20	片岡直温 2.15.14	早速整爾 15.15.3
白川義則 4.7.2	白川義則 4.7.2	宇垣一成 (兼任)	宇垣一成 (兼任)
岡田啓介 4.7.2	岡田啓介 4.7.2	成財部 (兼任)	成財部 (兼任)
高橋是清 4.7.2	高橋是清 4.7.2	江木 (兼任)	江木 (兼任)
三土忠造 2.14.20	三土忠造 2.14.20	岡田良平 (兼任)	岡田良平 (兼任)
水野錬太郎 3.5.25	水野錬太郎 3.5.25	早速整爾 (兼任)	早速整爾 (兼任)
山本佛二 4.7.2	山本佛二 4.7.2	町田忠治 2.15.3	町田忠治 2.15.3
中瀨徳五郎 4.7.2	中瀨徳五郎 4.7.2	片岡直温 (兼任)	片岡直温 (兼任)
望月圭介 3.5.23	望月圭介 3.5.23	安達謙藏 (兼任)	安達謙藏 (兼任)
小川平吉 4.7.2	小川平吉 4.7.2	井上匡四郎 2.15.3	井上匡四郎 2.15.3
久原房之助 3.5.23	久原房之助 3.5.23	仙石 (兼任)	仙石 (兼任)
田中義一 4.7.10	田中義一 4.7.10	資 (兼任)	資 (兼任)
鳩山一郎 4.7.2	鳩山一郎 4.7.2	堀本清治 (兼任)	堀本清治 (兼任)
前田米蔵 4.7.3	前田米蔵 4.7.3	山川端夫 (兼任)	山川端夫 (兼任)

附
録

一七

24 (高藤加)		25 (若槻)	
(大正十三年六月十一日成立)		(大正十五年一月十三日成立)	
加藤高明 15.13.11	加藤高明 15.13.11	若槻禮次郎 2.15.30	若槻禮次郎 2.15.30
幣原喜重郎 2.13.11	幣原喜重郎 2.13.11	幣原喜重郎 (兼任)	幣原喜重郎 (兼任)
若槻禮次郎 15.13.11	若槻禮次郎 15.13.11	安達謙藏 2.15.16	濱口雄幸 2.15.16
濱口雄幸 15.13.11	濱口雄幸 15.13.11	片岡直温 2.15.14	早速整爾 15.15.3
宇垣一成 (兼任)	宇垣一成 (兼任)	宇垣一成 (兼任)	宇垣一成 (兼任)
成財部 (兼任)	成財部 (兼任)	成財部 (兼任)	成財部 (兼任)
高橋是清 14.14.11	高橋是清 14.14.11	江木 (兼任)	江木 (兼任)
岡田良平 2.13.11	岡田良平 2.13.11	岡田良平 (兼任)	岡田良平 (兼任)
高橋是清 14.13.11	高橋是清 14.13.11	早速整爾 (兼任)	早速整爾 (兼任)
大正十四年四月 農林大臣(高橋是清)	大正十四年四月 農林大臣(高橋是清)	町田忠治 2.15.3	町田忠治 2.15.3
大正十四年四月 農林大臣(高橋是清)	大正十四年四月 農林大臣(高橋是清)	片岡直温 (兼任)	片岡直温 (兼任)
大正十四年四月 農林大臣(高橋是清)	大正十四年四月 農林大臣(高橋是清)	安達謙藏 (兼任)	安達謙藏 (兼任)
大正十四年四月 農林大臣(高橋是清)	大正十四年四月 農林大臣(高橋是清)	井上匡四郎 2.15.3	井上匡四郎 2.15.3
大正十四年四月 農林大臣(高橋是清)	大正十四年四月 農林大臣(高橋是清)	仙石 (兼任)	仙石 (兼任)
大正十四年四月 農林大臣(高橋是清)	大正十四年四月 農林大臣(高橋是清)	資 (兼任)	資 (兼任)
堀本清治 14.13.11	堀本清治 14.13.11	堀本清治 (兼任)	堀本清治 (兼任)
山川端夫 14.13.11	山川端夫 14.13.11	山川端夫 (兼任)	山川端夫 (兼任)

附
録

一六

代	27 (昭和三十四年七月二日) (濱口内閣)	28 (昭和六年四月十日) (若槻内閣)	29 (昭和六年六月二十日) (犬養内閣)	30 (昭和七年五月二十六日) (齋藤内閣)
大内閣總理	濱口雄幸 (昭4.7.2)	若槻禮次郎 (昭6.4.10)	犬養毅 (昭6.6.20)	齋藤實 (昭7.5.26)
外務大臣	幣原喜重郎 (昭4.7.2)	幣原喜重郎 (昭6.4.10)	芳澤謙吉 (兼任) (昭7.1.14)	齋藤實 (兼任) (昭7.5.26)
內務大臣	安達謙藏 (昭4.7.2)	安達謙藏 (昭6.4.10)	中橋徳五郎 (昭7.1.14)	山本達雄 (昭7.5.26)
大藏大臣	井上準之助 (昭4.7.2)	井上準之助 (昭6.4.10)	高橋是清 (昭7.1.14)	高橋是清 (昭7.5.26)
陸軍大臣	宇垣一成 (昭4.7.2)	宇垣一成 (昭6.4.10)	木下尚江 (昭7.1.14)	木下尚江 (昭7.5.26)
海軍大臣	鵜飼謙吉 (昭4.7.2)	鵜飼謙吉 (昭6.4.10)	大角岑生 (昭7.1.14)	岡田啓介 (昭7.5.26)
司法大臣	渡邊千冬 (昭4.7.2)	渡邊千冬 (昭6.4.10)	鈴木喜三郎 (昭7.1.14)	小山松吉 (昭7.5.26)
文部大臣	小橋一太 (昭4.7.2)	小橋一太 (昭6.4.10)	山本佛二 (昭7.1.14)	山本佛二 (昭7.5.26)
農林大臣	町田忠治 (昭4.7.2)	町田忠治 (昭6.4.10)	前田米蔵 (昭7.1.14)	中島久萬吉 (昭7.5.26)
商工大臣	孫一 (昭4.7.2)	孫一 (昭6.4.10)	三土忠造 (昭7.1.14)	三土忠造 (昭7.5.26)
逓信大臣	江木 (昭4.7.2)	江木 (昭6.4.10)	床次竹二郎 (昭7.1.14)	永井柳太郎 (昭7.5.26)
鐵道大臣	翼田源治 (昭4.7.2)	翼田源治 (昭6.4.10)	豐助 (昭7.1.14)	豐助 (昭7.5.26)
拓務大臣	阿部信行 (昭4.7.2)	阿部信行 (昭6.4.10)	森 (昭7.1.14)	森 (昭7.5.26)
列	川崎卓吉 (昭4.7.2)	川崎卓吉 (昭6.4.10)	格島田俊雄 (昭7.1.14)	堀切善次郎 (昭7.5.26)
審判官	川崎卓吉 (昭4.7.2)	川崎卓吉 (昭6.4.10)	堀切善次郎 (昭7.1.14)	堀切善次郎 (昭7.5.26)
長官	堀切善次郎 (昭4.7.2)	堀切善次郎 (昭6.4.10)	堀切善次郎 (昭7.1.14)	堀切善次郎 (昭7.5.26)
長官	堀切善次郎 (昭4.7.2)	堀切善次郎 (昭6.4.10)	堀切善次郎 (昭7.1.14)	堀切善次郎 (昭7.5.26)
官制	堀切善次郎 (昭4.7.2)	堀切善次郎 (昭6.4.10)	堀切善次郎 (昭7.1.14)	堀切善次郎 (昭7.5.26)
官制	堀切善次郎 (昭4.7.2)	堀切善次郎 (昭6.4.10)	堀切善次郎 (昭7.1.14)	堀切善次郎 (昭7.5.26)

代	27 (昭和三十四年七月二日) (濱口内閣)	28 (昭和六年四月十日) (若槻内閣)	29 (昭和六年六月二十日) (犬養内閣)	30 (昭和七年五月二十六日) (齋藤内閣)
大内閣總理	濱口雄幸 (昭4.7.2)	若槻禮次郎 (昭6.4.10)	犬養毅 (昭6.6.20)	齋藤實 (昭7.5.26)
外務大臣	幣原喜重郎 (昭4.7.2)	幣原喜重郎 (昭6.4.10)	芳澤謙吉 (兼任) (昭7.1.14)	齋藤實 (兼任) (昭7.5.26)
內務大臣	安達謙藏 (昭4.7.2)	安達謙藏 (昭6.4.10)	中橋徳五郎 (昭7.1.14)	山本達雄 (昭7.5.26)
大藏大臣	井上準之助 (昭4.7.2)	井上準之助 (昭6.4.10)	高橋是清 (昭7.1.14)	高橋是清 (昭7.5.26)
陸軍大臣	宇垣一成 (昭4.7.2)	宇垣一成 (昭6.4.10)	木下尚江 (昭7.1.14)	木下尚江 (昭7.5.26)
海軍大臣	鵜飼謙吉 (昭4.7.2)	鵜飼謙吉 (昭6.4.10)	大角岑生 (昭7.1.14)	岡田啓介 (昭7.5.26)
司法大臣	渡邊千冬 (昭4.7.2)	渡邊千冬 (昭6.4.10)	鈴木喜三郎 (昭7.1.14)	小山松吉 (昭7.5.26)
文部大臣	小橋一太 (昭4.7.2)	小橋一太 (昭6.4.10)	山本佛二 (昭7.1.14)	山本佛二 (昭7.5.26)
農林大臣	町田忠治 (昭4.7.2)	町田忠治 (昭6.4.10)	前田米蔵 (昭7.1.14)	中島久萬吉 (昭7.5.26)
商工大臣	孫一 (昭4.7.2)	孫一 (昭6.4.10)	三土忠造 (昭7.1.14)	三土忠造 (昭7.5.26)
逓信大臣	江木 (昭4.7.2)	江木 (昭6.4.10)	床次竹二郎 (昭7.1.14)	永井柳太郎 (昭7.5.26)
鐵道大臣	翼田源治 (昭4.7.2)	翼田源治 (昭6.4.10)	豐助 (昭7.1.14)	豐助 (昭7.5.26)
拓務大臣	阿部信行 (昭4.7.2)	阿部信行 (昭6.4.10)	森 (昭7.1.14)	森 (昭7.5.26)
列	川崎卓吉 (昭4.7.2)	川崎卓吉 (昭6.4.10)	格島田俊雄 (昭7.1.14)	堀切善次郎 (昭7.5.26)
審判官	川崎卓吉 (昭4.7.2)	川崎卓吉 (昭6.4.10)	堀切善次郎 (昭7.1.14)	堀切善次郎 (昭7.5.26)
長官	堀切善次郎 (昭4.7.2)	堀切善次郎 (昭6.4.10)	堀切善次郎 (昭7.1.14)	堀切善次郎 (昭7.5.26)
長官	堀切善次郎 (昭4.7.2)	堀切善次郎 (昭6.4.10)	堀切善次郎 (昭7.1.14)	堀切善次郎 (昭7.5.26)
官制	堀切善次郎 (昭4.7.2)	堀切善次郎 (昭6.4.10)	堀切善次郎 (昭7.1.14)	堀切善次郎 (昭7.5.26)
官制	堀切善次郎 (昭4.7.2)	堀切善次郎 (昭6.4.10)	堀切善次郎 (昭7.1.14)	堀切善次郎 (昭7.5.26)

平内 35		沼關		(昭和十四年一月五日成立)		歴代
14 8 30	14 1 5	14 8 30	14 1 5	大内閣總理	平沼騏一郎	大内閣總理
14 8 30	14 1 5	14 8 30	14 1 5	外務大臣	有田八郎	外務大臣
		14 8 30	14 1 5	内務大臣	木戸幸一	内務大臣
		14 8 30	14 1 5	大藏大臣	石渡莊太郎	大藏大臣
				陸軍大臣	板垣征四郎	陸軍大臣
				海軍大臣	米内光政	海軍大臣
				司法大臣	野添	司法大臣
				文部大臣	荒木貞夫	文部大臣
		14 8 30	14 1 5	農林大臣	櫻内幸雄	農林大臣
		14 8 30	14 1 5	商工大臣	八田嘉明	商工大臣
		14 8 30	14 1 5	逓信大臣	野添	逓信大臣
				鐵道大臣	前田米藏	鐵道大臣
		14 8 30	14 1 5	拓務大臣	八田嘉明	拓務大臣
				厚生大臣	廣瀬久忠	厚生大臣
		14 8 30	14 1 5	列	近衛文麿	列
		14 8 30	14 1 5	書内記官長	田邊治通	書内記官長
		14 8 30	14 1 5		太田耕造	

附録

1111

近内 34		衛關		(昭和二十六年四月六日成立)		歴代
14 1 5	14 1 5	14 1 5	14 1 5	大内閣總理	近衛文麿	大内閣總理
14 8 30	13 5 26	14 8 30	13 5 26	外務大臣	廣田弘毅	外務大臣
				内務大臣	馬場鐵一	内務大臣
				大藏大臣	賀屋興宣	大藏大臣
				陸軍大臣	板垣征四郎	陸軍大臣
				海軍大臣	元米内光政	海軍大臣
				司法大臣	野添	司法大臣
		14 8 30	13 5 26	文部大臣	安井英二	文部大臣
				農林大臣	有馬頼寧	農林大臣
				商工大臣	吉野信次	商工大臣
				逓信大臣	永井柳太郎	逓信大臣
				鐵道大臣	中島知久平	鐵道大臣
		14 1 5	13 5 26	拓務大臣	大谷尊由	拓務大臣
				厚生大臣	木戸幸一	厚生大臣
				列		列
				書内記官長	風見章	書内記官長

附録

1111

(立成日六十月一年五十和昭 餘月ヶ六)		(内閣)	米内	37	歴代
廣瀬久忠	15 7 22	15 1 16	15 7 22	15 1 16	大内閣總理
竹内可吉	15 7 22	15 1 17	15 7 22	15 1 16	外務大臣
			15 7 22	15 1 16	内務大臣
			15 7 22	15 1 16	大藏大臣
			15 7 22	15 1 16	陸軍大臣
			15 7 22	15 1 16	海軍大臣
			15 7 22	15 1 16	司法大臣
			15 7 22	15 1 16	文部大臣
			15 7 22	15 1 16	農林大臣
			15 7 22	15 1 16	商工大臣
			15 7 22	15 1 16	逓信大臣
			15 7 22	15 1 16	鑛道大臣
			15 7 22	15 1 16	拓務大臣
			15 7 22	15 1 16	厚生大臣
			15 7 22	15 1 16	班
			15 7 22	15 1 16	列
			15 7 22	15 1 16	内閣書記官長

附
録

二五

(立成日十三月八年四十和昭 餘月ヶ四)		(部内)	阿内	36	歴代
唐澤俊樹	15 1 16	14 8 30	15 1 16	15 1 16	大内閣總理
武部六藏	15 1 17	15 1 16	15 1 16	15 1 16	外務大臣
			15 1 16	15 1 16	内務大臣
			15 1 16	15 1 16	大藏大臣
			15 1 16	15 1 16	陸軍大臣
			15 1 16	15 1 16	海軍大臣
			15 1 16	15 1 16	司法大臣
			15 1 16	15 1 16	文部大臣
			15 1 16	15 1 16	農林大臣
			15 1 16	15 1 16	商工大臣
			15 1 16	15 1 16	逓信大臣
			15 1 16	15 1 16	鑛道大臣
			15 1 16	15 1 16	拓務大臣
			15 1 16	15 1 16	厚生大臣
			15 1 16	15 1 16	班
			15 1 16	15 1 16	列
			15 1 16	15 1 16	内閣書記官長

附
録

二四

(立成日八十月七年六十和昭) 月ケ三		(次三第謂所) 關内衛近	歴代
近衛文麿 (留任)	大内閣總理		
豊田貞次郎 (留任)	外務大臣	16 16 10 7 18 18	
田邊治通 (留任)	内務大臣	16 16 10 7 18 18	
小倉正恒 (留任)	大藏大臣	16 16 10 7 18 18	
東條英機 (留任)	陸軍大臣		
及川古志郎 (留任)	海軍大臣		
近衛文麿 (兼任)	司法大臣	16 16 7 7 25 18	
磯田邦彦 (留任)	文部大臣		
井野碩哉 (留任)	農林大臣		
左近司政二 (留任)	商工大臣	16 16 10 7 18 18	
村田省藏 (留任)	逓信大臣		
村田省藏 (兼任)	鐵道大臣	16 16 10 7 18 18	
豊田貞次郎 (兼任)	拓務大臣	16 16 10 7 18 18	
小泉親彦 (留任)	厚生大臣	16 16 7 7 18 18	
柳川平助 (留任)	班	16 16 10 7 18 18	
鈴木貞一 (留任)	班	16 16 10 7 18 18	
富田健治 (留任)	内閣書記官長		

附
録

(立成日二十二月七年五十和昭) 餘月ケ一十		(次二第) 關内衛近	38	歴代
近衛文麿 (留任)	大内閣總理			
松岡洋右 (留任)	外務大臣	16 15 10 7 18 22		
安井英二 (留任)	内務大臣	15 15 12 7 21 22		
河田 (留任)	大藏大臣	16 15 7 7 18 22		
東條英機 (留任)	陸軍大臣	16 15 10 7 18 22		
吉田善吾 (留任)	海軍大臣	16 15 10 9 18 5		
風見章 (留任)	司法大臣	16 15 12 7 21 22		
磯田邦彦 (留任)	文部大臣	15 7 7 22		
近衛文麿 (兼任)	農林大臣	15 15 7 7 24 22		
小林一三 (留任)	商工大臣	16 15 7 7 18 22		
村田省藏 (留任)	逓信大臣	16 15 10 7 18 22		
村田省藏 (兼任)	鐵道大臣	16 15 7 9 18 28		
松岡洋右 (留任)	拓務大臣	16 15 7 9 18 28		
安井英二 (留任)	厚生大臣	15 15 9 7 28 22		
星野直樹 (留任)	班	15 15 12 12 21 6		
富田健治 (留任)	内閣書記官長	16 15 10 7 18 22		

附
録

書庫

17
25
92

文協承認書號あ410006



發行所

高 山 書 院

電話神田(25)八一〇番
振替東京八三八九三
會員番號一一六〇八二

東京都神田區小川町二丁目十番地

配給元 日本出版配給株式會社

東京都神田區淡路町二ノ九

印刷者 大橋芳雄

東京都小石川區久堅町一〇八

發行者 高山金一

東京都神田區小川町二ノ十

著者 山崎丹照

東京都神田區小川町二ノ十

昭和十七年九月十五日初版印刷
昭和十七年九月二十日初版印刷
昭和十八年七月十日第三版印刷
昭和十八年七月十五日第三版發行(一、〇〇〇部)

内閣制度の研究

定價參圓五拾錢

特別行爲稅十七錢
相續額十七錢
合計三圓六十七錢

(東東二〇四) 共同印刷株式會社印刷

(昭和十六年十月十八日成立) (條閣 東內) 39

大內閣總理	東條英機 (16.10.18)	長法	森山銳一 (16.10.18)
外務大臣	東鄉茂德 (15.10.18)	制官局總企畫院	鈴木貞一 (留任)
內務大臣	東條英機 (兼任) (17.10.18)		
大藏大臣	賀屋興宣 (16.10.18)		
陸軍大臣	東條英機 (兼任) (16.10.18)		
海軍大臣	嶋田繁太郎 (16.10.18)		
司法大臣	岩村通世 (留任)		
文部大臣	田部野津碩 (留任)		
農林大臣	野田碩 (留任)		
商工大臣	岸信介 (16.10.18)		
逓信大臣	寺島健 (16.10.18)		
鐵道大臣	寺島健 (兼任) (16.10.18)		
拓務大臣	東鄉茂德 (兼任) (16.10.18)		
厚生大臣	小泉親彦 (留任)		
班	鈴木貞一 (留任)		
列	安藤紀三郎 (17.6.9)		
內閣書記官長	尾野直樹 (16.10.18)		

附 錄

二八

明治天皇

渡邊茂雄謹纂
宏大無邊な明治大帝の御聖徳を謹纂せる貴重なる
文獻
價B 六判 四三〇頁
送二〇頁

重臣論

岩淵辰雄著
故西園寺公望を筆頭に各重臣達の識見力量業蹟の嚴
正批判
價B 六判 三五〇頁
送一〇頁

國と人物

馬場恒吾著
新しい時代が切實に要望するものは一億の傑出人で
ある
價B 六判 三三〇頁
送一〇頁

近衛時代の人々

山浦貫一著
毒舌と諷刺は一國の進歩にとつても眞に絶妙の良藥
である
價B 六判 三五〇頁
送一〇頁

屑屋政談

岩淵辰雄著
時勢に阿諛しないといふことは高邁な論評の第一義
である
價B 六判 四六〇頁
送二〇頁

森恪は生きてゐる

山浦貫一著
この偉大な先驅者の生命は今こそ彼の生涯を生きて
ゐる
價B 六判 四四〇頁
送二〇頁

森恪全傳

山浦貫一著
大陸政策の解決に彼が一生を捧げた先驅者の完成し
た傳記
價A 五判 千三百頁
送四十五

自由民權運動史

鈴木安藏編
自由民權論は明治史上に於ける最も生彩ある花であ
つた
價B 六判 三〇九頁
送一〇頁

帝國議會の歴史と本質

鈴木安藏・吉場強共著
近代日本の政治的縮圖、帝國議會の残した足跡の大
きさ
價B 六判 二八〇頁
送一〇頁

成吉思汗全傳

大場彌平著
大蒙古の天地を舞臺に波瀾重疊の彼英雄が生涯の繪
巻物
價四 六判 三三〇頁
送一〇頁

法律資料第一課
27.10.30
調査立法審査局

